○東北地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡岩泉町小本字家の向二一二番一から同郡田野畑村浜岩泉一四番二まで	前	BA 六・八〇～一二・四〇～一二九・〇〇（メートル）	七・九七二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・八〇～一二・四〇～一二九・〇〇（メートル）	七・九八七（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字家の向二一二番一から同郡田野畑村浜岩泉一四番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	四十五号
三　指定する道路の部分	

区間	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡岩泉町中島字長内無番から同郡田野畑村南大芦五〇番二まで	一二・四〇～九六・〇〇（メートル）	五・三四五（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十二年十一月二十六日

○関東地方整備局告示第四百四号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
調布市緑ケ丘一丁目三八番一五地先から同市緑ケ丘一丁目三二番一四地先まで	最大 一六・〇〇（メートル） 最小 〇・〇〇	〇・〇五四（キロメートル）
東京都世田谷区喜多見七丁目二五三五番一地先から同区大蔵六丁目二七〇番五地先まで	最大 五六九・〇〇 最小 〇・〇〇	一・〇五五（キロメートル）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第四百五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
三鷹市北野三丁目二九五番一八から同市北野四丁目一二八番一まで	最大 一〇二・〇〇（メートル） 最小 〇・〇〇	〇・一九三（キロメートル）
	最大 二一〇・〇〇 最小 〇・〇〇	〇・一九三

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
三鷹市北野三丁目三一九番一七から同市牟礼二丁目一五五一番一地先まで	最大 一三〇・〇〇（メートル） 最小 〇・〇〇	〇・七三一（キロメートル）
東京都世田谷区北烏山七丁目二三三〇番二から同区北烏山五丁目二三四〇番一〇まで	最大 四九・〇〇 最小 〇・〇〇	〇・〇四八（キロメートル）
東京都練馬区東大泉二丁目四一五番五から同区東大泉二丁目一〇八四番二三まで	最大 六七・〇〇 最小 〇・〇〇	〇・四九四（キロメートル）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第四百七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
三鷹市北野三丁目二八一番一から同市北野三丁目三一九番一七まで	最大 二九七・〇〇（メートル） 最小 〇・〇〇	〇・一〇五（キロメートル）
	最大 三三七・〇〇 最小 一三〇・〇〇	〇・一〇五

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所